

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町
2 丁目 3 番 5 号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／㈱小野塚印刷所

お知らせ版

もうすぐ夏休み！

子供たちを水の事故から守りましょう

毎年夏になると水の事故が増加します。子供たちが安全に楽しく夏を過ごせるよう、事故防止を心掛けましょう。

■水難事故を防止するポイント

- ・幼い子供から目を離さない。
- ・子供だけで水辺で遊ばせない。
- ・泳ぐときは準備体操をする。
- ・そして、定期的に休憩をとる。
- ・危険と思われる場所や、遊泳禁止区域では泳がない。
- ・できるだけ1人では泳がない。

■河川の水難事故防止

- ・1人で遊ばず、必ず複数で遊びましょう。
- ・サンダルは脱げやすいので危険です。ウォーターシューズ、リバーシューズなど、濡れても脱げにくい靴を履きましょう。
- 「川の水が急に増える」サインに注意！
- ①水の流れてくる方向の空に黒い雲が見えたとき。
- ②落ち葉や流木、ごみが流れてきたとき。
- ③雷が鳴り始めたとき。
- ④雨が降り始めたとき。

- もし水難事故が発生したら
- ・近くの人に助けを求め、消防



署などに救助を要請する。
・泳いで助けに行くのは最後の手段です。

単独で助けに行くと、自分までおぼれてしまう危険があります。

背が立つところ以外の場合では不用意に飛び込まず、周囲の人と協力し、浮き輪や竿、ロープなどを使って救助を行いましょう。

■もしもの備えに

消防署では、救命講習の申し込みを受け付けています。もしもの場合に迅速に対応できるよう、救命講習を受講して、応急手当の技術を習得しましょう。

■花火による事故防止

夏は花火による事故が発生しています。花火を行うときは次のことに注意しましょう。



- ・子供だけの花火は危険です。大人がしっかりと見ていましょう。
- ・花火を人に向けてたり、燃えやすい物の近くでやらない。

くでやらない。

・水の入ったバケツを準備し、使い終わった花火の火は消す。

・もしもやけどをした場合、すぐに患部に水道水をかけ、10分～30分間冷やしましょう。

服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさず直接水をかけましょう。

・病院へ行く場合は、ガーゼや清潔なタオルなどで患部を包み、何も塗らないでください。

また、水泡がある場合は、破らないように注意しましょう。

・自宅で処置できる軽度なやけどは、消毒などを行い、痛みがなくなるまで包帯などの上から冷やしましょう。

問い合わせ 加茂地域消防署 (☎52-1770)

献血にご理解

ご協力を



皆さんが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で賄われています。

長期保存のできない血液を1年を通じて安全供給するため、次のとおり、献血を行います。皆さんのご理解と継続的なご

休日当番医

9:00～17:00

月 日	当 番 医	☎
7/17(日)	星野内科医院	41-4141
18(月・祝)	小池内科消化器科クリニック	53-3355
24(日)	吉田内科医院	57-7511
31(日)	わたなべ医院	53-3850
8/7(日)	中村医院	52-0095
11(木・祝)	大谷内科医院	52-0236

協力をお願いします。

月日／会場(受付時間)

▼7月24日(日)／リオン・ドル加茂店(午前9時30分～11時45分、午後1時～3時30分)

▼10月20日(木)／市役所(午前10時～午後0時30分、県立加茂病院(午後2時～4時)

▼2月11日(土・祝)／リオン・ドル加茂店(午前9時30分～11時45分、午後1時～3時30分)

▼3月22日(水)／市役所(午後1時30分～4時)

なお、県内では2カ所の献血ルームで、毎日、受け付けています。

詳しくは新潟県赤十字血液センターホームページ(<http://www.niigata.bcr.or.jp/>)で確認ください。問い合わせ 健康課衛生係(☎内線162)

百年に一度の唯一の好機！ 新加茂病院に産科の個室20室を確保しました！ 妊婦の方々は、皆個室を希望しています。新加茂病院の隣りに病児保育施設を確保しました！ お金は加茂市と田上町が負担！ この二つこそ絶対必要な少子化対策！ 産科の個室が1つでは、医師も妊婦もやって来ず、産科は実現しません。

ながいき川柳募集 句題「ながいき」

ながいきストリート
逸品フェアでアーケ-
ードに掲示(10月1日~
11月6日)する川柳を
募集します。



句題は「ながいき」
です。長生きの秘訣や変わった健康法などを、
5・7・5にまとめて応募してください。

応募方法 1人2句以内。はがき裏面に必要事項を
楷書で記入し、ご応募ください(ファックス、持参
も可)。

必要事項 投稿句、郵便番号、住所、氏名(ふりが
な)、年齢、電話番号

応募締切 8月22日(月)までに加茂市商店街協同
組合(〒959-1351 仲町1-34、☎52-0775、
FAX53-3434)

※入賞者には加茂市商店街共通商品券を進呈。

国民年金の 保険料 免除制度



所得が少ない等の理由で保
料の納付が困難な人のために、
申請のうえ承認されると保険料
の納付が免除、猶予される制度
があります。

保険料免除制度
全額免除制度と一部納付(4
分の1、半額、4分の3納付)
制度があります。

納付猶予制度
50歳未満が対象の納付猶予制
度と学生対象の学生納付特例制
度があります。

※7月1日から30歳未満の若年

者納付猶予制度が50歳未満まで
に拡大されました。

いずれの制度も原則として、
前年の所得を基準として審査さ
れますが、退職(失業)等の理
由で承認される場合もありま
す。承認期間は、老齢基礎年金
を受け取るために必要な資格要
件(受給資格期間)に算入され
ます。ただし、10年以内に免除
期間の保険料を追納しないと、
年金額は通常に収めた分にくら
べ減額されてしまいます。

また、納付猶予期間は追納し
ない限り年金額に反映されませ
ん。

年度ごとに申請 免除制度の承
認期間は7月~翌年6月までが
1年度となります。

新潟経営大学公開講座

新潟経営大学の先生が教える
公開講座です。

日時 8月4日(木)午後6時
30分~8時

会場 新潟経営大学
テーマ はじめてのおもてなし英
会話

講師名 井上信恵さん(観光経
営学部講師)

定員 48人 **受講料** 無料

申し込み 8月3日(水)までに
同大学総務課(☎5330000、
<http://www.niigatau.ac.jp/>)へ。

参議院 新潟県選出議員選挙 投票結果

選挙権者数	当日の有効投票数	当選者数	得票数
11,872人	12,891人	計 24,763人	
7,672人	7,834人	計 15,506人	
4,200人	5,057人	計 9,257人	
64.62%	60.77%	計 62.62%	
15,506票	15,091票		
415票			

参議院 比例代表選出議員選挙 投票結果

選挙権者数	当日の有効投票数	当選者数	得票数
11,872人	12,891人	計 24,763人	
7,669人	7,830人	計 15,499人	
4,203人	5,061人	計 9,264人	
64.60%	60.74%	計 62.59%	
15,499票	14,662票		
14,661,993票			
0.007票			
837票			

候補者別得票数 (加茂市届出順)

候補者氏名	得票数
中 原 八 一	6,712票
横 井 も と ゆ き	401票
森 ゆ う こ	7,978票

政党別得票数 (加茂市届出順)

名簿届出政党の名称	得票数
社 会 民 主 党	537,955票
国 民 怒 り の 声	103票
お お さ か 維 新 の 会	705,320票
公 明 党	1,211,133票
日 本 共 産 党	1,350,043票
幸 福 実 現 党	114票
自 由 民 主 党	6,094,311票
新 党 改 革	99,231票
日 本 の こ こ ろ を 党	174票
大 切 に す る 生 活 の 党 と 山 本 太 郎	248票
な か ま た ち 民 進 党	3,764票
支 持 政 党 な し	261票

参議院議員通常選挙 加茂市の選挙結果

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の選挙結果は次のとおりです。なお、投票率(県選出)は62・62%でした。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局(☎内線254)



税理士会 無料税務相談 **日時** 8月3日(水)、17日(水)の午前10時~正午 **会場** 税理士会三条支部事務所(三条市旭町)
内容 税金に関すること全般 **予約・問い合わせ** 前日までに税理士会三条支部(☎33-0380)

市立図書館夏休み中の臨時開館日 7/18(月・祝)、19(火)、8/1(月)、8(月)、11(木・祝)、15(月)、22(月)、29(月) 開館時間 午前9時~午後6時
利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室(貸し出し、視聴覚機器、インターネット利用は不可) 問い合わせ 市立図書館(☎5313500)

こいて上町へ！ 納涼祭

日時 8月7日(日) 午後5時～9時(盆踊りは午後7時20分から)

※午後2時～10時は車両通行止めになりますので、ご注意ください。

場所 上町商店街内

主な行事 ゲームコーナー、飲食コーナー、盆踊り、抽選会(午後8時30分)

問い合わせ 上町商店街振興組合(☎533488)

生涯学習情報

■市立図書館

①読もう、語ろうイギリス文学 日時 毎月第2、4木曜日、

午前10時から

②読書会

日時 毎月第2、4木曜日、午後1時30分から

③古典文学の集い・万葉集

日時 毎月第4金曜日、午前10時から

④一般映画鑑賞会

上映日/作品名 ▼8月6日(土)／飛べ！ダコタ

▼9月3日(土)／ローマの休日

時間 午後2時から

会場 市立図書館

受講料 無料
申し込み 随時(一般映画鑑賞会は申込み不要)

問い合わせ 市立図書館(☎533500)

なお、①～③の事業は日時が変更になる場合があります。

■民俗資料館

①昔の加茂を映像で振り返る会 日時 8月12日(金) 午後2

ありました。

不審電話にご注意を



市役所や社会保険事務所の職員などと名乗り、医療費の還付をするといった口座番号を聞き出したり、銀行等のATMで振り込み額を確認するように促す不審な電話や訪問の事例が市内で

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行つて操作をお願いすることは、絶対にありません。

このような電話や、訪問があったら健康課(☎内線163)または加茂警察署(☎520110)へ問い合わせください。

時3時30分

会場 市立図書館

参加料 無料(申し込み不要)

②古文書講座

日時 9月6日～10月4日の毎週火曜日、午後7時～8時40分(全5回)

会場 公民館

講師 市文化財調査審議会委員

受講料 無料(申し込み不要)

問い合わせ 民俗資料館(☎520089)

介護人材確保のための

資格取得を支援

新潟県では、介護人材の確保のため、資格取得に必要な費用の一部を支援しています。

▼新規参入者向け資格取得支援事業(個人対象)

新たに介護の仕事に就こうとする人を対象に介護職員初任者研修の受講料を補助。

▼現任者向け資格取得支援事業(事業所対象)

介護事業所が職員の資格取得を支援する場合、費用の3分の2を補助。

申し込み 補助額など詳しくは県福祉保健課(☎025-280-5172、<http://www.pref.niigata.lg.jp/fukushihoken/135641986873.html>)へ問い合わせください。

人間ドック費用の一部を助成



■国民健康保険加入者

対象 受診日に国保に加入している30～74歳で国保税を滞納していない世帯に属する人。

助成額 2万5千200円

助成方法 ①市と契約している

健診機関(人間ドック意向調査票に記載)で受診した場合は人間ドック費用と助成額の差額を健診機関で支払ってください。

②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

必要なもの ①申請書(健康課窓口にあります)②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書③人間ドック結果報告書④保険証⑤印鑑⑥

通帳など振込先口座が分かるもの
申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係(☎内線161)

■後期高齢者

対象 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

助成額 1万円(上限)

必要なもの ①申請書(健康課窓口にあります)②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書(領収書がない場合は人間ドック結果報告書)③保険証④印鑑⑤通帳など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ 健康課衛生係(☎内線164)

新潟県警察官を募集

試験職種 警察官A(大学卒業・卒業見込み)、警察官B(大学卒業見込み以外)

採用予定人数 ▼男性警察官A

14人程度 ▼女性警察官A

4人程度

▼男性警察官B: 60人程度
▼女性警察官B: 10人程度
受付期間 8月15日(月)まで
第1次試験日 9月18日(日)

※詳しくは県警ホームページ(<http://www.police.pref.niigata.jp/>)をご覧ください。

申し込み・問い合わせ 加茂警察署(☎520110)または最寄りの交番、駐在所へ。

8月3日は司法書士の日

県司法書士会 無料相談

不動産の相続や売買などの登記や、成年後見、借金、その他訴訟に関することなど、さまざまな相談をお受けします。
日時 8月3日(水) 各司法書士事務所の営業時間内 会場 県内各司法書士事務所 問い合わせ 県司法書士会(☎025-244-5121)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんへ受診することができるように、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。国保は医療保険のひとつとして加茂市が運営しています。職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人などを除いた、すべての人が国保に加入します。

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	こんなときは	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	①転出証明書②マイナンバーカードまたは通知カード
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	①健保などの資格等喪失連絡票②マイナンバーカードまたは通知カード
	子どもが生まれた	①印鑑②母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	①保護廃止連絡票②マイナンバーカードまたは通知カード
国保を脱退	他市町村へ転出する	①保険証②マイナンバーカードまたは通知カード
	他の健康保険に加入した	①国保と健保などの保険証②マイナンバーカードまたは通知カード
	死亡した	①印鑑②保険証
	生活保護を受けた	①保険証②保護開始連絡票③マイナンバーカードまたは通知カード
その他	住所、世帯主、氏名などが変わった	①保険証②マイナンバー個人番号カードまたは通知カード
	保険証をなくした	マイナンバーカードまたは「通知カード+本人確認できるもの」
	保険証の内容訂正または汚れた	①保険証②マイナンバーカードまたは通知カード
	修学のため他市町村へ行く	①保険証②在学の証明書③マイナンバーカードまたは通知カード

■国保の保険証を更新
国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。新しい保険証は「ピンク色」で、世帯分をまとめて世帯主あてに郵送しますので、内容を確認のうえ大切に保管してください。
・資格がなくなったら届け出を
職場の保険に加入したときや他市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証を返してください。

保険証8月からピンク色

・学生の場合
市外に住所を移している学生は、特例で加茂市の国保の保険証を交付します。
■保険証の有効期限
通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。
▼退職者医療は64歳まで
退職者医療制度に該当している人とその被扶養者で、65歳になる人の保険証の有効期限は誕生月の月末までです。
対象者には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

す。
▼70歳になる人には兼高齢受給者証
70歳の人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証は高齢受給者証を兼ね、その人の負担割合が記載されています。
高齢受給者になるのは70歳の誕生月の翌月（1日生まれの人）は誕生月）からです。

新たに70歳になる人の保険証は、有効期限が誕生月の月末（1日生まれの人）は前月末）までです。有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。
▼75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度
新たに75歳になる人の保険証の有効期限は誕生日の前日までです。75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入するため、誕生日までには後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

■退職者医療制度
65歳未満の国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けるとその被扶養者は「退職者医療制度」の保険証で医療を受けます。
退職者医療制度は、本人の自

己負担と保険税のほかは、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。
なお、現在、退職者医療制度の新規適用はありませんが、平成27年3月31日までに対象となった人は、引き続き65歳まで退職者医療制度の対象です。
対象者は次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

▼退職被保険者本人
①国民健康保険に加入している65歳未満。
②厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上（雇用保険受給者、若年停止者を除く）ある人。

▼被扶養者（扶養家族）
退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入で生計を維持している次の人。
①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁含む）と3親等以内の親族や配偶者の父母と子。
②国民健康保険に加入している65歳未満。
③年間収入が130万円（60歳以上や障害者は180万円）未満。
保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と一般の保険証が必要。

後期高齢者医療制度 保険証は空色



8月から後期高齢者医療制度の保険証は「空色」で、個人宛てに郵送されます。

■保険料 平成28年度分は、7月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料は、所得割（基礎控除後の前年中の所得の7・15%）と均等割（1人当たり3万5千300円）の合計で算定します。

問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線163）、新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025-285-3221）

高額療養費

■70歳未満の高額療養費

国保加入者の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額までで済みます。

高額療養費の限度額は所得によつて複数の区分があり、窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。

入院や通院で自己負担が高額

になるときは、あらかじめ健康課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示すると、負担が限度額までになります。

複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請すると自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上75歳未満

個人（外来のみ）と世帯（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。

現役並み所得者、一般世帯は保険証だけを提示、低所得者Ⅰ：Ⅱ該当者は、保険証と減額認定証を提示すると限度額までになります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎える後期高齢者医療制度

の被保険者は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合があります。

ただし、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります（1日生まれを除く）。

■食事の減額認定証 入院時の食事負担額は1食360円です。

ただし、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」がある人は、1食210円（過去12カ月の入院日数が90日超の場合は160円、70歳以上で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

■限度額適用認定証などの更新

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

引き続き必要な人や、新たに認定を受ける人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

▼限度額適用認定証

対象者 70歳未満で医療機関での負担が限度額を超える人

必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証（更新）

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 住民税非課税世帯に属する人

必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証（更新）、長期入院該当者は90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

ご存じですか

後発医薬品



後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。

今までの薬を一気に変更するのが不安なときは、試しに数日分を変更することも可能です。

自分の意思を伝えるジェネリック医薬品希望カードは健康課の窓口でも配付しています。

○70歳未満

回数 所得区分	3回目まで	4回目以降※1
上位所得世帯※2 総所得金額901万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
上位所得世帯 同600万円～901万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
一般世帯 同210万円～600万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
一般世帯※3 同210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（総所得金額901万円以上）とみなされます。

※3 非課税世帯を除きます。

○70歳以上75歳未満

区 分	外来 (個人)	外来＋入院 (世帯)
現役並み所得者（3割）	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% ※4回目以降は44,400円
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

70歳以上75歳未満の所得区分

- ・現役並み所得者（3割負担） 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。70歳以上75歳未満は2人以上で520万円未満、1人で383万円未満は申請により2割負担（昭和19年4月1日以前生まれは1割負担）。
- ・低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。
- ・低所得者Ⅰ 世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額80万円）を差し引き0円になる人。

入院時食事代 標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）		360円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ （70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12カ 月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ、Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

特別会計は13年連続赤字

平成27年度の市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分＋後期高齢者支援金分）は7万5千325円、1世帯当たり12万7千929円でした。前年度に比べ、1人当たり4.3%、1世帯当たり5.9%の減少でした。

一方、1人当たりの年間医療費は35万3千173円で、内訳は国保一般が35万1千490円で、前年度に比べ2.7%の増加、退職が38万2千25円で前年度比14・4%の増加でした。

国民健康保険特別会計の支出は、全体の95%、約35億2千万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。

収入は、皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などです。

国保特別会計は、平成15年度から赤字が続いており、27年度は2億7千880万円余りの赤字決算見込みです。

■医療費を大切に

国保は高齢者の加入割合が高く（60歳以上は61%）、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。

医療費を大切に使うため、次のことを心がけましょう。

▼家庭医を持つ

あなたの病歴や体質、生活環境や健康状態をよく知っている家庭医を持つことは、病気の治療にたいへん役立ちます。

▼早期発見・早期治療を

ふだん様子が違ったら、早めに受診しましょう。

▼受診は時間内に

急病など特別な場合のほかは時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。

▼ハシゴ受診はやめる

お医者さんを次々と替えると同じ検査を行いムダなばかりか、薬が重なり危険なこともあるので、やめましょう。

■国保税は忘れずに

国保税は、国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主から納めていただくことになっています。国保を運営するうえでとても大切な財源です。

未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

▼口座振替をご利用ください

口座振替は、1回の手続きで確実に納税できます。口座振替依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。25日までの申し込みで、翌月納期分から口座振替納税できます。

▼納付はいつから

国保税は他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。

また、国保に加入している世帯主や、全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引きによる特別徴収で納

めていただきます。

国保税については税務課民税係（☎内線125）へ問い合わせください。

交通事故に遭ったら届け出を



交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

保険証を使い交通事故などのけがの治療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を提出してください。

■届け出の際の注意

・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。

・交通事故証明書を取り寄せる。

・保険証と印鑑を持参する。

・事故に遭ったときは

・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

で相手を確認する。

- ・自動車のナンバーをひかえる。
- ・示談前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると保険証は使えません）。

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置

対象者 次のすべての条件を満たす人。

- ・平成21年3月31日以降に失業した。
- ・失業時点で65歳未満。
- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などの離職者）または特定理由離職者（雇い止めなどによる離職者）である。
- ※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容

国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間

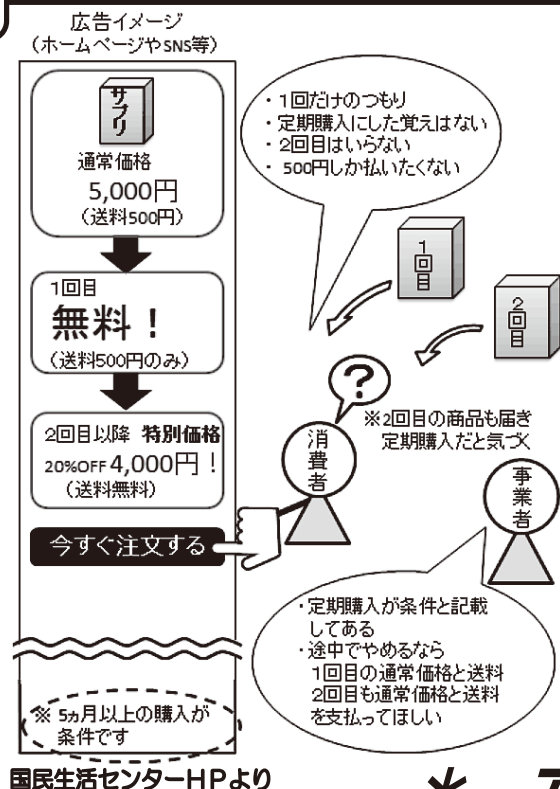
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

申請方法

保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ届け出てください。

[消費生活情報 第51号]

広告をうのみにせず契約内容をきちんと確認しましょう！



「健康に良い」「ダイエット効果あり」
等とうたう広告を見て、商品を通常価格
より安く購入したところ、実際は定期購
入契約だったというトラブルが急増して
います。

定期購入をめぐるトラブルでは、消費
者が自主的に停止手続きをしないと自動
で定期購入へ切り替わってしまうという
相談の他、「お試し」「1回だけ」であり
ながら実際には定期購入契約になってい
るという相談が多く寄せられています。

* アドバイス *

広告上における契約内容や解約条件についての表示の有無、表示がある場合はその内容を確認したうえで契約するかを慎重に判断することがトラブルにならないためのポイントです。最近では「スマートフォンで注文したため小さい文字の表示はよく見えなかった」という事例もあるので、スマートフォンからの注文の際は特に注意が必要です。

広告で「お試し(価格)」「初回〇円」等と表示されていても、複数月の継続購入等といった定期購入が条件となっている場合がありますので、契約内容をしっかり確認しましょう。また、解約についても「定期購入期間内に解約が可能か」「解約の申し出先や方法(電話やメール等)」も確認しておきましょう。

～消費生活に関するご相談は下記まで～

加茂市商工観光課消費生活相談窓口

TEL 0256-52-0080(内線132)

新潟県消費生活センター

TEL 025-285-4196(相談専用)



暮らしのカレンダー

7月・8月

7月 25 (月) 先負	・民俗資料館休館日 ・公民館・市民体育館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	8月 1 (月) 仏滅	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
26 (火) 仏滅	・温水プール休館日	2 (火) 大安	・補聴器相談 市役所相談室 4 11:00~12:00 ・温水プール休館日
27 (水) 大安	・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00 ・なんでも健康相談 ゆきつばき荘 9:30~11:30 ・法律相談 (社会福祉協議会 ☎52-6667へ予約) 市役所相談室 3 13:00~16:00	3 (水) 先勝	・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00
28 (木) 赤口	・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・読書会 市立図書館 13:30から	4 (木) 友引	
29 (金) 先勝		5 (金) 先負	
30 (土) 友引	・民俗資料館休館日	6 (土) 仏滅	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・司法書士による無料法律相談 (予約は前日まで に☎47-1882へ/司法書士会三条支部相談員: 外山量一さん) 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会 (一般) 「飛べ!ダコタ」 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
31 (日) 先負	☎休日当番医 わたなべ医院 ☎53-3850 9:00~17:00 ・総体 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日	7 (日) 大安	☎休日当番医 中村医院 ☎52-0095 9:00~17:00 ・総体 野球 (一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から ・民俗資料館休館日

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

問い合わせ
係 (☎内線 412)
農林課 振興

帯。新田、須田地区の果樹地
区。域 山島新田、加茂
区。域 山島新田、加茂
合もありま。す。
かに臨時的に実施する場
合もありま。す。
ら日没の間、実施日のほ
(月)までは、日の出か
※ただし、10月31日
実施日 火、木、土曜日

期 間 9月6日(火)までの、日の出から午前6時まで。
立ち入らないようご協力をお願いします。期間中は関係者以外
による一斉捕獲等を実施しています。期間中は関係者以外
ムクドリ、カラスなど
害鳥捕獲等を実施



離職者に家賃を支給

離職者で就労能力や就労意欲があり、住宅を喪失している人または、賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある人を対象に、最長9カ月間の家賃を支給します。

家賃の支給上限額 ▼単身世帯 32,000円

▼2人世帯 38,000円▼3~5人世帯 42,000円

▼6人世帯 45,000円▼7人以上世帯 50,000円

支給対象 ①申請時に離職後、2年以内および65歳未満の人。

②住宅を喪失している人、または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある人。

この他にも要件があるので、詳しくはご相談ください。

問い合わせ 福祉事務所生活老人係 (☎内線171)

人口のうごき	7月1日現在
世帯	10,315 (±0)
人口	28,431 (-31)
男	13,786 (-20)
女	14,645 (-11)
() 内は前月比	
(6月異動分)	
出生	11 (男 6 女 5)
死亡	34 (男 20 女 14)
転出	42 転入 34

前号の第59回総合体育大会の水泳大会の開催日が変更になりました。正しくは「水泳大会 開催日 7月31日(日) 午前8時30分 会場 市民プール」です。さらに、暮らしのカレンダーにも間違いがありました。正しくは「7月21日(木) 第59回総合体育大会総合開会式 文化会館 19:00から」です。おわびして訂正します。